

## 平成 23 年度「准フォレスター研修」について

平成 23 年度から利根沼田森林管理署において「森林・林業再生プラン」を本格的に実行していくため、森林・林業に関する技術者等を計画的に育成することを目的に「准フォレスター研修」が始まりました。

この研修は、地域の森林・林業の再生を担う将来の日本型フォレスターを養成することを目的に実施しました。

### 1 <准フォレスター研修とは？>

平成 21 年 12 月に、農林水産省が今後 10 年間を目途に我が国の森林・林業を再生するための指針として「森林・林業再生プラン」（以下、「再生プラン」と呼びます）を策定しました。

この再生プランは、森林・林業の再生が山村のみならず 21 世紀の我が国全体の成長を支える分野として政府が策定する 21 の国家戦略プロジェクトの一つに位置付けられています。

そして、この再生プランを具体的に進めていくため、平成 22 年 11 月に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、改革の方向性が示されました。

森林・林業の再生を行うためには、長期的な視点に立って地域の森林資源をどのように利用・保全していくか構想を立てる必要があります。また、構想を実現させるためには、森林・林業に関する専門的な知識・経験を有し、地域の関係者の合意形成を図りながら具体的な対策を実行していく人材の育成が必要です。このような人材を育成することを目的に平成 23 年度から准フォレスター研修を実施しました。

#### 森林・林業の再生に向けた改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業体の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

このほか、准フォレスター研修と併せて、再生プランを確実に実行するために林道の設計及び施工を推進する人材を育成するため「林業専用道技術者研修」も実施しました。

## 【実施状況】



研修生は様々な地域から集まっています。  
いろいろな考え方が出され、議論が白熱します。



グループ毎の答は一つにまとめられます。  
意見調整に苦勞するところです。



現地でのポイントは、机上と実際の違いを確認し  
合うことです。特に演習区域周辺も含めた多面的  
機能発揮の観点から現地を見る必要があります。



机上では分からない点、気が付かない点も  
現地を回ることで見えてきます。



各グループの最終結果の発表です。結論はグループ  
毎に違います。なぜその結論に至ったかなど意見交  
換することが今後の実戦につながります。



講師からグループ毎に講評も行います。  
課題と再検討ポイントが浮かび上がってきます。

## 2 <平成23年度研修実施結果>

### 【准フォレスター研修】

① 研修受講者数

都県職員 67人

国有林野職員 5人

(参考) フォレスター育成目標数：都道府県職員 5年間で2,000人(全国)

：国有林野職員 5年間で 250人(全国)

② 研修期間：5日間(5日間×2回)×3回

【前期】	【後期】
①H23.7.25～7.29	①H23.10.3～10.7
②H23.8.22～8.26	②H23.10.24～10.28
③H23.9.5～9.9	③H23.11.14～11.18

③ 研修内容：全国7箇所(各森林管理局単位)共通

【前期】

- ・森林・林業再生プランの概要、准フォレスターの役割
- ・市町村森林整備計画の概要
- ・森林施業の集約化
- ・ゾーニングと森林施業の考え方
- ・路網と作業システム

【後期】

- ・森林整備の企画
- ・市町村森林整備計画(案)の作成
- ・森林施業における労働安全
- ・木材流通・販売
- ・森林経営計画の作成

### 【林業専用道技術者研修】

① 研修受講者数

都県職員 41人

市町村職員 8人

森林組合職員 6人

民間事業体職員 33人

国有林野職員 38人

② 研修期間：3日間×4回

①H23.8.8～8.10
②H23.9.12～9.14
③H23.10.11～10.13
④H23.10.31～11.2

- ③ 研修内容：全国7箇所（各森林管理局単位）共通
- ・ 林業専用道作設指針等の概要
  - ・ 森林施業、作業システムに関する基礎知識と配慮すべき留意点
  - ・ 林業専用道作設技術研修会（現地演習）
  - ・ 今後に向けたディスカッション
  - ・ 設計のポイント